

藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券交付要綱

令和4年3月30日

告示第48号

改正 令和6年9月1日

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者が加齢による難聴の影響により、心身の虚弱及び要介護状態になることを防止するため、補聴器を購入する高齢者に対し、購入助成給付券を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市告示第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(給付券の交付対象者)

第2条 藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券（以下「給付券」という。）交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、藤枝市内に住所を有し、現に居住する65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市民税非課税の者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない者
- (4) この要綱以外の補聴器購入費等の助成を受けていない者
- (5) 以下のいずれかに該当し、医師が補聴器の使用を必要と認める者

イ 両耳の聴力レベルが70デシベル未満の者

ロ 片耳の聴力レベルが70デシベル以上90デシベル未満かつもう片耳の聴力レベルが70デシベル未満の者

ハ 片耳の聴力レベルが90デシベル以上かつもう片耳の聴力レベルが50デシベル未満の者

- (6) この要綱による給付券の交付を過去5年間受けていない者

(給付券の対象経費及び額)

第3条 給付券の対象となる経費は、補聴器の購入に要する費用（以下「給付対象経費」という。）とする。

2 給付の額は、給付対象経費の2分の1以内の額（100円未満切り捨て）とし、5万円を限度とする。

(給付券の申請)

第4条 給付券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長

に申請しなければならない。

(1) 補聴器の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）から徴した補聴器購入費の見積書

(2) その他市長が必要と認める書類
（給付券の交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、給付を決定したときは、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、あわせて藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券（第4号様式）を交付するものとする。

2 市長は、給付券を交付しないことを決定したときは、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券不交付通知書（第3号様式）により通知するものとする。
（補聴器の購入等）

第6条 給付券の交付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、第4条第1号に規定する見積書を発行した業者に対し、給付券を提出し、補聴器を購入するものとする
（条件）

第7条 給付決定者は、この要綱に基づき交付された給付券により購入した補聴器をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
（業者による請求）

第8条 第6条の規定により給付券を受領した業者は、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付請求書（第5号様式）に給付券を添付して、購入日から起算して15日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。
（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

藤枝市高齢者補聴器購入助成給付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

補聴器購入助成給付券の交付を受けたいので、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、給付条件の確認のために、私の住民情報・課税情報・市税等の滞納情報・障害情報を市が確認することに同意します。

氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
住所		電話番号	

※身体障害者手帳交付対象者は、この要綱に基づく給付の対象にはなりません。

医師の証明 (診断書の添付でも可)	氏名 _____
	上記の者は、両耳 70 dB 未満の者、片耳 70 dB 以上 90 dB 未満及び片耳 70 dB 未満の者又は片耳 90 dB 以上及び片耳 50 dB 未満の者に該当し、日常生活に支障をきたすため、補聴器の使用を必要と認める。
	年 月 日
	医療機関 所在地 名称 医師氏名(署名) ㊟(署名の場合は押印不要) 電話番号

添付書類 購入を予定している補聴器の見積り

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



藤枝市高齢者補聴器購入助成給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市高齢者補聴器購入助成給付
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成決定額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券交付要綱を
遵守すること。

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



藤枝市高齢者補聴器購入助成給付不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市高齢者補聴器購入助成給付
について、不交付としたので通知します。

不交付の理由

藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券						
交付決定年月日	年 月 日					
住所						
氏名						
生年月日						
補聴器を購入する業者	所在地					
	名称					
	電話番号					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: 2em; font-weight: bold;"> 給付額 円 </div>						
備考	購入額 ①	円	給付額 ②	円	自己負担額 ①－②	円
<p style="text-align: center;">上記のとおり給付する。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">藤枝市長 印</p>						

※本給付券は、給付決定者以外使用することはできません。

※給付決定者は、給付の申請時に見積りを徴した業者から補聴器を購入する際に、本給付券を提出し、給付額を差し引いた額（自己負担額）を業者に支払ってください。

※補聴器購入者から本給付券を受領した業者は、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付請求書に本給付券を添付して、市に請求してください。

第 5 号様式（第 8 条関係）

藤枝市高齢者補聴器購入助成給付請求書

年 月 日

藤枝市長 様

（請求者）

住 所

名 称

代表者名

印

電話番号

藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり
請求します。

請求金額				円
購入者		購入日	年 月 日	
振込先	金融機関名		支店名	
	預金種別			
	口座番号			
	フリガナ			
	口座人名義			

※給付券（原本）を添付し、提出してください。